

体育施設団体利用登録継続手続きの方法

(区外団体)

1 対 象

体育施設団体利用登録証の有効期限が今年の12月31日までの団体

2 継続手続きの期間

① 有効期限前

11月1日～12月28日（平日）

この期間に継続手続きを済ませないと1月（2月利用分）の抽選等に申し込みができな
いことがあります。継続した利用をご希望の場合は、有効期限前に手続きしてください。

② 有効期限後

随時受付をしますが、施設の申込等ができるのは受付日の翌日からとなります。

【団体登録のできる団体】

8名以上の団体で構成員になれるのは中学生を除く15歳以上の方です。

【利用できる施設及び種目】

・月島運動場

（種目）軟式野球・ソフトボール

・浜町運動場

（種目）軟式野球・ソフトボール・サッカー・フットサル

・ラクロス・ラグビー ※ラクロス、ラグビーのゴールはありません。

・江戸川河川敷グラウンド

（種目）軟式野球・ソフトボール・サッカー

・フットサル・ラクロス・ラグビー ※フットサル、ラクロス、ラグビーのゴールはありま
せん。

※学校施設、テニスコートの利用は出来ません。

3 継続手続きの方法

「体育施設団体利用登録申請書」に必要事項を記入の上、スポーツ課窓口（区役所8階）へ登
録責任者本人がおいでください。代理人による申請はできません。

【登録に必要なもの】

- 1 「中央区体育施設団体利用登録申請書」（下記「記入方法」をご覧ください。）
- 2 登録責任者本人を確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカードの原本。コピー不可）
- 3 登録証

※1人で複数の団体に登録することはできません。重複登録や営利目的の利用が判明した場合は団体登録を取消いたします。

4 体育施設団体利用登録申請書の記入方法

① 登録区分

④区分を○で囲んでください。

② 団体名

団体名を変更したい場合は新しい団体名を記入してください。団体名は11文字までです。それを超えた場合、登録証等の表記が欠けてしまうことがあります。

また、先に登録済みで同名の団体があった場合、混乱を避けるため団体名を変更していただくことがありますのでご了承ください。

③ 種目区分

軟式野球・ソフトボール・サッカー・フットサルはBを、ラクロス・ラグビーはCを○で囲んでください。

④ 主な利用種目

主に活動する種目を記入してください。複数ある場合は、その種目を記入してください。

⑤ 登録責任者

登録責任者を変更する場合は新しい登録責任者氏名を記入してください。その方とすべての連絡をとらせていただきます。また、ふりがなを必ず記入ください。生年月日・自宅住所・電話番号・勤務先等全て記入してください。

⑥ パスワード

・パスワードを変更したい場合は新しいパスワードを記入してください。6文字以上16文字までのパスワードを記入してください。電話番号、生年月日、連続した番号等は使用しないでください。

使える文字→小文字英字のa～zと数字の0～9及び-(ハイフン)です。

・パスワードは施設予約システム上で変更することができますが、亡失した場合はスポーツ課窓口で再申請の手続きが必要です。

⑦ 構成員

・責任者も含めて構成員全て（施設を利用する方全員）を記入してください。記入されていない方は施設の利用ができません。

・構成員それぞれの年齢・ご自宅の住所(住民票のある住所)・勤務先所属・学校名を記入してください。

・施設の利用は、15才以上(中学生を除く)が対象です。

・記入欄が不足の場合、申請の右上の欄外に No. 1 (構成員欄に登録責任者の載っているもの)、No. 2、No. 3 …と記入してください。

⑧ 勤務先(団体)在籍証明欄

区外の団体登録の場合は在職証明は不要です。

⑨ 下段署名欄

他の登録団体の構成員と重複がなく、活動も独立していなければなりません。万が一、活動内容から他の団体と同じ活動であると認められる場合は、該当全ての登録を取消いたします。また、領収書には自宅住所又は勤務先住所が記載されることと、ペナルティ制度を実

施していることをご承知おきいただいたうえで、登録責任者が必ず自ら署名してください。

【注意事項】

- ・登録申請書に虚偽の記載、構成員が他団体との重複している場合は登録できません。
- ・登録申請書に記入漏れなど問題があった場合、登録できないことや登録通知書到着が遅れたりすることがあります。
- ・申請書の控えはありませんので、必要な場合は自分でコピー等をとってください。
- ・ID・パスワードを忘失した場合は、スポーツ課窓口で登録責任者の本人確認をした上で、パスワード再申請届を提出していただきます。電話等での問合せにはお答えできません。
- ・ID・パスワードともに取扱いに十分注意してください。第三者に利用された場合、区は一切責任を負いません。
- ・パンフレット・チラシ等の注意事項についても団体構成員全員にご周知ください。

問合せ先

中央区築地1-1-1 中央区役所8階

中央区区民部スポーツ課スポーツ施設係

電話 03（3546）5529

時間 8：30～17：00（平日）

※水曜日（平日）に限り19:00まで